平成28年度弁理士試験 短答式筆記試験問題集

特許法に規定する罰則に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許に係る物以外の物又はその物の包装に、特許表示を付した者は、過料に処せられる。
- 2 特許権の侵害の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 3 特許法第101条の規定により特許権を侵害する行為とみなされる行為を行った者については、特許権を侵害した者に対する罰則規定と同一の罰則規定が適用される。
- 4 秘密保持命令違反の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 5 秘密保持命令違反の罪は、これを日本国外において犯した者には適用されない。

実用新案登録出願及び実用新案登録に関し、次の(4)~(*)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許出願人は、特許出願の日から9年6月を経過した後は、いかなる場合であっても、 その特許出願を実用新案登録出願に変更することができない。
- (p) 実用新案権者は、自己の登録実用新案に関し、実用新案法第3条第1項第1号に掲げる公然知られた考案に基づく同法第3条第2項の規定(いわゆる進歩性)に係る実用新案技術評価を請求することができる。
- (ハ) 実用新案権が共有に係る場合、その実用新案登録についての実用新案技術評価の請求 は、共有者全員でしなければならない。
- (二) 実用新案権者は、実用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正、明瞭でない記載の釈明、他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること、又は請求項の削除のいずれかを目的とするものでなければ、いかなる場合であっても、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができない。
- (ホ) 特許庁長官は、訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載された考案が方法に係るものであったため、相当の期間を指定して、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命じたが、実用新案権者は、指定した期間内にその補正をしなかったので、その訂正を却下した。この場合、実用新案権者は、再度、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができる場合がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- $3 \quad 3 \sim$
- 4 4 つ
- 5 5つ

特許出願に関する優先権について、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に記載した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げないものとし、また、国際出願についても放棄又は取下げされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げないものとする。

- 1 **甲**は、発明**イ**について特許出願**A**をすると同時に出願審査の請求をした後、出願**A**の 出願の日から1年以内に出願**A**に記載された発明**イ**に基づいて特許法第41条第1項の規 定による優先権を主張して特許出願**B**をした。その後、先の出願**A**について特許をすべ き旨の査定の謄本が送達された。この場合、先の出願**A**について特許法第107条第1項 の規定による第1年から第3年までの特許料の納付をしなければ、出願**A**は、出願**A**の 出願の日から特許法第42条第1項に規定する経済産業省令で定める期間を経過した時に 取り下げたものとみなされる。
- 2 甲は、日本国に出願する発明**イ**及び発明**ロ**についての特許出願**A**において、**甲**がパリ条約の他の同盟国でした先の特許出願**B**に記載された発明**イ**と、**甲**が日本国でした先の特許出願**C**に記載された発明**ロ**とに基づいて、パリ条約第4条の規定による優先権と、特許法第41条第1項の規定による優先権とを、併せて主張することができる場合がある。
- 3 特許法第41条第1項の規定による優先権を主張して特許出願をする場合、先の出願が 特許法第44条第1項の規定による特許出願の分割に係るもとの特許出願であるときは、 当該先の出願に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる場合はない。
- 4 甲は、発明イについて日本及び米国を指定国とする国際出願Aをした後、1月後に指定国日本に国内移行手続をした。その後甲は、出願Aの国際出願日から1年以内に、発明イ及び発明口について、出願Aに基づく優先権を主張して、日本及び米国を指定国とする国際出願Bをした。甲は、出願Bについて、出願Aの国際出願日から2年6月以内に指定国日本に国内移行手続をした場合、先に国内移行手続をした出願Aに係る国際特許出願は、当該国際特許出願の出願の日から特許法第42条第1項に規定する経済産業省令で定める期間を経過した時に取り下げたものとみなされる。

甲は、発明**イ**について特許出願**A**をした後、出願**A**の出願の日から1年以内に出願**A** に記載された発明**イ**に基づいて特許法第41条第1項の規定による優先権を主張して、発明**イ**及び発明**ロ**について特許出願**B**をしたところ、出願**B**について特許権の設定登録がされた。その後、特許発明**イ**の実施が継続して3年以上日本国内において適当にされていない場合であって、出願**A**の出願の日から4年を経過していれば、特許発明**イ**の実施をしようとする者は、**甲**に対し特許法第83条第1項(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定)に規定する通常実施権の許諾について、いつでも協議を求めることができる。ただし、特許発明**イ**に係る特許権は存続しているものとする。

特許権の侵害に関し、次の(4)~(*)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (4) 裁判所は、特許権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示を命ずることができる。 ただし、その検証の目的の所持者においてその提示を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
- (p) 物を生産する方法の発明について特許がされている場合において、その物が特許出願前に日本国内及び外国のいずれにおいても公然知られた物でないときに限り、その物と同一の物は、その方法により生産したものと推定される。
- (ハ) 特許権の侵害に係る訴訟における当事者が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる場合がある。
- (二) 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を業としての貸渡しのために所持する行為は、特許権を侵害する行為とみなされる。
- (ホ) 特許法には、特許権の侵害に係る訴訟において、職権により、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならないとの明文規定がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

特許法に規定する審決等に対する訴えに関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、 いくつあるか。

- (イ) 特許異議の申立てについて特許の取消しの理由の通知を受けた特許権者は、審判長が 指定した期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求 することができるが、この訂正の請求書の却下の決定に対して、訴えを提起することは できない。
- (p) 特許無効審判の特許を無効にすべき旨の審決に対する訴えにおいては、その審判の請求人を被告としなければならないが、特許を無効にすべき旨の確定審決に対する再審の審決に対する訴えにおいては、特許庁長官を被告としなければならない。
- (ハ) 特許庁長官は、延長登録無効審判の審決に対する訴えの提起があったときは、裁判所 から意見を求められた場合に限り、当該事件に関する特許法の適用その他の必要な事項 について意見を述べることができる。
- (二) 拒絶査定不服審判の審決に対する訴えにおいて、特許出願に係る発明は、特許出願前に頒布された刊行物 A に記載された発明 イと同一であるから、特許法第29条第1項第3号の規定により、当該特許出願は拒絶すべきものである、とした審決を取り消す旨の判決が確定した。その場合、審判官が、更に審理を行い、審決をするときは、刊行物 A に記載された発明 イと同一であることを理由として、先の審決と同一の結論の審決をすることはできない。
- (*) 特許無効審判に参加を申請してその申請を拒否された者は、参加の申請についての決定に対して、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- $3 \quad 3 \sim$
- 4 4 つ
- 5 5つ

特許法に規定する明細書等の補正に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に記載した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではないものとする。

また、以下において、「最初の拒絶理由通知」とは、特許法第17条の2第1項第1号に 規定する「最初に受けた」拒絶理由通知をいい、「最後の拒絶理由通知」とは、特許法第 17条の2第1項第3号に規定する「最後に受けた」拒絶理由通知をいうものとする。

- 1 最初の拒絶理由通知と共に特許法第50条の2の規定による通知(既に通知された拒絶 理由と同一である旨の通知)を受けた場合において、特許法第50条の規定により指定された期間内にする特許請求の範囲についての補正は、特許法第17条の2第3項の規定 (いわゆる新規事項の追加の禁止)に加えて、同条第4項の規定(発明の特別な技術的 特徴を変更する補正の禁止)に反するものでない限り認められる。
- 2 外国語書面出願の出願人は、外国語書面についての誤記の訂正を目的とする場合には、 外国語書面の補正をすることができる。
- 3 最後の拒絶理由通知に対して、特許請求の範囲について誤記の訂正のみを目的とする 補正がなされた場合、審査官は補正後の特許請求の範囲に記載されている事項により特 定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるかどうかを判断し、当 該発明が特許出願の際独立して特許を受けることができないものであるときには、決定 をもってその補正を却下しなければならない。
- 4 外国語書面出願において、誤訳訂正書により明細書、特許請求の範囲又は図面の補正をした後、最初の拒絶理由通知を受けた。このとき、手続補正書により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができるのは、誤訳訂正書により補正された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてする場合に限られる。
- 5 願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲に発明**イ**及び発明**ロ**が記載されている 特許出願について、出願審査の請求と同時に発明**イ**に係る請求項を削除する補正をした。 その後、最初の拒絶理由通知を受けた場合、発明**ロ**に係る請求項を削除して、発明**イ**に 係る請求項を加える補正をすることができる。

ただし、発明**イ**と発明**ロ**は特許法第37条に規定する発明の単一性の要件を満たす一群 の発明に該当する。

特許無効審判又は延長登録無効審判に関し、以下の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許無効審判の請求人は、特許を無効にすべき旨の審決に対する訴えを提起することができる期間内であっても、特許権者が東京高等裁判所に当該審決に対する訴えを提起した場合でなければ、当該審判の請求を取り下げることができない。
- (p) 延長登録無効審判の請求人は、請求書の補正において、新たな延長登録の無効理由を 追加することができる。
- (n) 特許無効審判において、請求人が請求の理由の要旨を変更する補正を行った場合、審判官の合議体は、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかであると認めるときは、当該補正を許可することがある。
- (二) 特許無効審判は、審決、審判請求の取下げ、又は請求の放棄のいずれの事由によっても終了する。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 なし

特許出願の審査及び出願公開に関し、次の(4)~(*)の設問のうち、正しいものの組合せは、どれか。

ただし、特に文中に記載した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではないものとする。

また、以下において、「最後の拒絶理由通知」は特許法第17条の2第1項第3号に規定する「最後に受けた」拒絶理由通知をいうものとする。

(4) 特許出願人が、当該特許出願に係る発明を業として実施している第三者に対して、出願公開後に当該特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をした。その後、特許請求の範囲を減縮する補正がされた場合、その第三者の実施している製品が補正の前後を通じて当該発明の技術的範囲に属するときは、再度の警告がされていないことを理由として、当該特許権の設定の登録後に補償金請求権(特許法第65条第1項の規定による補償金の支払請求権をいう。以下、本問において同じ。)を行使することが妨げられることはない。

ただし、特許請求の範囲に記載された請求項の数は、当該補正の前後を通じて1つであるものとする。

- (n) 特許料の納付が猶予され、納付の猶予後の期間内に特許料を納付せず、その期間が経過した後の特許料を追納することができる期間内に、納付が猶予された特許料及び割増特許料を納付しなかったことにより特許権が初めから存在しなかったものとみなされた後は、それ以前に補償金請求権が生じていたとしても、当該補償金請求権を行使することができる場合はない。
- (n) 最後の拒絶理由通知に対してした特許請求の範囲についての補正が、当該補正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならないとの要件にのみ違反するとき、審査官は、そのことを理由として、その補正後の特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。
- (二)最後の拒絶理由通知に対してした特許請求の範囲についての補正であって、明りょうでない記載の釈明のみを目的とし、当該最後の拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものである場合、補正後の請求項に記載した発明が特許法第29条第2項の規定(いわゆる進歩性)により特許を受けることができないときは、そのことを理由として、当該補正は却下される。

- (ホ) 出願公開後における拒絶査定不服審判の請求と同時にした願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正が、誤訳訂正書の提出によるものでない場合には、当該補正は特許公報に掲載されない。
- 1 (1) と (1)
- 2 (ロ)と(ハ)
- 3 (=) と(ホ)
- 4 (ハ)と(=)
- 5 (イ)と(ホ)

特許異議の申立てに関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許法第120条の5第1項の規定による通知(いわゆる取消理由通知)があった後は、 特許権についての権利を有する者その他特許権に関し利害関係を有する者が、特許権者 を補助するため、その審理に参加することができる場合はない。
- 2 特許異議申立人が申し立てない理由について審理した場合において、審判長は、取消 決定をしようとするときは、特許異議申立人に対し、特許法第120条の5第1項の規定 による通知(いわゆる取消理由通知)をしなければならない。
- 3 審判長は、特許異議申立書の副本を特許権者に送達しなければならない。
- 4 特許異議の申立てについて特許を維持すべき旨の決定がなされたときは、特許異議申立人は、利害関係人であっても、当該特許に対し、特許異議の申立ての理由と同一の理由に基づいて特許無効審判を請求することができない。
- 5 取消決定が確定したときは、取消しの理由のいかんにかかわらず、その特許権は、初めから存在しなかったものとみなされる。

職務発明に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (4) 使用者甲は、従業者乙がした職務発明については、契約においてあらかじめ甲に特許 を受ける権利を帰属させることができると定めた。契約の後、乙が職務発明イを発明し たとき、職務発明イの特許を受ける権利は、契約をした時からではなく、職務発明イが 発生した時から甲に帰属する。
- (n) 勤務規則等において相当の利益を定める場合には、その定めたところにより従業者等に対して相当の利益を与えることが不合理であってはならない。不合理性に係る法的予見可能性を向上させるために、経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等について指針を定め公表するものとされている。
- (ハ) 従業者甲は、使用者 \mathbf{Z} の研究所 \mathbf{X} に勤務し研究 $\boldsymbol{\alpha}$ に従事していた。その後、 \mathbf{P} は、 \mathbf{Z} の別の研究所 \mathbf{Y} に転任し、研究所 \mathbf{Y} で、以前の研究所 \mathbf{X} で従事していた研究 $\boldsymbol{\alpha}$ に係る発明 \mathbf{Y} をし、特許権を得た。このとき、 \mathbf{Z} は、発明 \mathbf{Y} の特許権について通常実施権を有する。

ただし、**甲**と**乙**との間には、職務発明に関する契約、勤務規則その他の定めは設けられていなかったものとする。

- (二) 使用者甲の従業者乙と使用者丙の従業者丁は、両企業間の共同研究契約に基づき共同研究をしていた。当該共同研究による職務発明について、乙は甲と、丁は丙と、その職務発明に関する特許を受ける権利については各使用者に帰属する旨の契約をしていた。その後、乙及び丁が当該共同研究に係る発明イをしたとき、共同研究のそれぞれの相手方の従業者の同意を必要とすることなく、発明イに係る特許を受ける権利の持分が、それぞれの使用者に帰属する。
- (ホ) 従業者等がした職務発明以外の発明について、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させる契約は無効である。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 なし

特許出願の分割、実用新案登録に基づく特許出願又は出願の変更に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 特許出願の分割については、パリ条約において、「審査により特許出願が複合的であることが明らかになった場合には、特許出願人は、その特許出願を2以上の出願に分割することができる。」(パリ条約第4条G(1))、「特許出願人は、また、自己の発意により、特許出願を分割することができる。」(同条G(2))と規定されている。我が国の特許法における特許出願の分割に関する条文(特許法第44条)は、この条約の規定と同趣旨であり、条約に反する規定は設けられていない。
- 2 特許出願において、拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3月以内にすることができる拒絶査定不服審判の請求期間が、特許出願人が遠隔の地にある者であるため延長された場合には、特許出願を分割するかどうかの判断もともに行う必要があると考えられるため、特許出願の分割ができる期間も延長される。
- 3 意匠登録出願において、拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3 月以内にすることができる拒絶査定不服審判の請求期間が、意匠登録出願人が遠隔の地 にある者であるため延長された場合には、特許出願への変更ができる期間も延長される が、その意匠登録出願の日から3年を経過した後は、特許出願に変更することができな い。
- 4 もとの特許出願から分割して新たな特許出願とすることができる発明は、もとの特許 出願の願書に添付した特許請求の範囲に記載されたものに限られず、その要旨とする技 術的事項の全てがその発明の属する技術分野における通常の知識を有する者においてこ れを正確に理解し、かつ、容易に実施することができる程度に記載されている場合には、 発明の詳細な説明又は図面に記載されているものであってもよい。
- 5 実用新案登録出願から変更された特許出願の実用新案登録出願への変更及び特許出願から変更された実用新案登録出願の特許出願への変更は禁止されていないが、実用新案登録に基づく特許出願の実用新案登録出願への変更は、これを認めると、実用新案登録出願の状態に戻ることが可能となり、補正又は分割を行い得ることとなるため、禁止されている。

特許異議の申立てに関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (4) 外国語書面出願において、誤訳訂正書によらず、手続補正書を提出してなされた明細書の補正が、当該出願の願書に添付した外国語書面に記載した事項の範囲内においてなされたものであるが、当該外国語書面の翻訳文に記載した事項の範囲内においてなされたものではないときは、そのことを理由として、当該出願に係る特許を取り消すべき旨の決定がなされることはない。
- (p) 同一の特許権に係る二以上の特許異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合することができると特許法に規定されている。
- (ハ)請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であって、一群の請求項ごとに特許法第 120条の5第2項の訂正の請求がされた場合、特許異議の申立てについての決定は、当 該一群の請求項ごとに確定する。
- (二)審判長は、特許異議の申立ての事件が決定をするのに熟した場合において、取消決定を予告するために、取消しの理由を通知することはできない。
- (本)審判長は、指定した期間内に特許法第120条の5第2項の訂正の請求があった場合において、訂正請求の内容が実質的に判断に影響を与えるものではないときであっても、同条第1項の規定により通知した特許の取消しの理由を記載した書面並びに訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲等の副本を特許異議申立人に送付し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 9
- 4 4 9
- 5 5つ

特許出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に記載した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、放棄、取下げ又は却下されておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- 1 発明**イ**について特許を受ける権利を有する者**甲**が試験を行うことにより、発明**イ**が日本国内において公然知られるに至った後、**乙**が、独自にした同一の発明**イ**について特許出願**A**をした。出願**A**の出願の日後、**甲**が発明**イ**について特許法第30条第2項及び第3項(新規性の喪失の例外)に規定する要件を満たした特許出願**B**をしたとき、出願**B**は、出願**A**を先願とする同法第39条第1項(先願)の規定に違反せず、かつ、出願**A**をいわゆる拡大された範囲の先願とする同法第29条の2の規定に違反する場合がある。
- 2 特許を受けようとする者は、特許を受けようとする旨が願書に明確に表示され、かつ、 特許出願人の氏名又は名称が特許出願人を特定できる程度に願書に明確に記載されてい るときは、当該願書に明細書及び必要な図面を添付することなく、その者がした特許出 願を参照すべき旨を主張する方法により、特許出願をすることができる。
- 3 明細書に記載すべきものとされる事項を特許法第36条の2第1項の経済産業省令で定める外国語で記載した書面を願書に添付して提出した外国語書面出願について、特許法第38条の2第1項の規定により特許出願の日が認定された場合であっても、願書に添付した外国語書面の日本語による翻訳文を提出することができる期間内にその提出がされなければ、その特許出願について出願公開はされない。

ただし、翻訳文を提出することができなかったことについて、出願人に正当な理由はなかったものとする。

- 4 外国語書面出願において、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文の提出をしなければ、当該外国語書面出願について出願審査の請求をすることはできない。
- 5 外国語書面出願において、特許庁長官は、その特許出願の日から1年4月以内に外国 語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文が特許庁長官に提出されていないこと について出願人に通知する場合、当該出願人が遠隔又は交通不便の地にある者であって も、経済産業省令で定める当該翻訳文の提出のための期間を特許法第4条の規定により 延長することはできない。

特許法又は実用新案法に規定する再審に関し、次の(4)~(*)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (4) 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したときは、実用新案権 の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入した当該登録実用新 案に係る物品には、及ばない。
- (p) 拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審において、審判官は、当事者が申し立てない理由についても、審理することができる。
- (n) 特許異議の申立てにおける確定した取消決定に対しては、参加人は、特許権者ととも にする場合でなければ、再審を請求することができない。
- (二)無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したときは、実用新案権 の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前において、善意に、当該登録実用 新案に係る物品を輸出のために所持した行為にも、及ぶ。
- (*) 審判の請求人は、法律により審決に関与することができない審判官がその審決に関与したことを、その審決の確定後に知ったときは、そのことを理由として、確定審決に対して再審を請求することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

次の一文は、旧特許法(大正10年法律第96号)第32条について判示した最高裁判所の判決の一部である。原文の漢数字を算用数字に改めたほか、一部を空白 α としてある。なお、旧特許法第32条は、現行の特許法第25条に相当する。判決の引用文中「其ノ者ノ属スル国」とある箇所は、現行の「その者の属する国」に相当する。

「旧特許法(大正10年法律第96号)第32条は、外国人の特許権及び特許に関する権利の享有につき α を定めたものであるが、同条にいう『其ノ者ノ属スル国』はわが国によって外交上承認された国家に限られるものではなく、また、外交上の未承認国に対し右 α の適用を認めるにあたってわが国政府によるその旨の決定及び宣明を必要とするものでもないとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。」

次のAからDまでは、前述の「原判決」の理由のある段落の文章を順不同に並び替えたものである。 α に入る語句と、次のAからDまでを正しい順序に並び変えたものの組合せとして正しいものは、次の1から5のうち、どれか。

- A この点に関し、被告は、未承認国に対し右 α の適用が認められるにはわが国政府によるその旨の決定、宣明が必要であると主張するが、わが実定法規はかような手続要件につきなんらの規定を設けていないばかりでなく、これを必要とすると解釈すべき根拠も見出すことはできないから、たとい未承認国であつても法所定の各要件を充足していると認められる限り、当然にこれにつき α の適用があるものというべきである。
- B ところで、旧商標法(大正10年法律第99号)第24条によつて準用せられる旧特許法 (大正10年法律第96号)第32条は、「〔注 条文の引用は略〕」と規定し、いわゆる α を認めている。
- C けだし、ある国を外交上国家として承認するか否かは外交政策上の問題たるに止まり、その国が国家としての実質的要件、すなわち一定の領土及び人民のうえに、これを支配する永続的かつ自立的な政治組織を具有している場合であつて、わが国民に対しても特許権及び特許に関する権利の享有を保障するに足る法秩序が形成されている場合には、その国の国民に対しても特許権及び特許に関する権利の享有を認めることが、 α を定めた同条の趣旨にそうゆえんであり、また、いわゆるパリー条約の定める平等主義の建前からみても相当だからである。
- D その立法趣旨は、特許権及び特許に関する権利の享有に関し、日本国民に対し、自国 民と同一の法律上の地位を与える国の国民に対しては、国際互譲の見地から、わが国に おいても、日本国民と同一の法律上の地位を与えようとするものであるが、同条にいわ ゆる「国」が、わが国によつて外交上承認された国家だけを指称するものと解するのは 相当ではない。

- α は「相互主義」が入り、正しい順序は $B \rightarrow C \rightarrow A \rightarrow D$
- 2 α は「内国民待遇」が入り、正しい順序はA→C→B→D
- α は「相互主義」が入り、正しい順序はB→D→C→A
- 4 α は「最恵国待遇」が入り、正しい順序は $B \rightarrow C \rightarrow A \rightarrow D$
- α は「内国民待遇」が入り、正しい順序は $B \rightarrow D \rightarrow C \rightarrow A$

特許無効審判、訂正審判又は特許無効審判における訂正の請求に関し、次の $(4)\sim(*)$ の うち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許が発明 A について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたことは、特許法第123条第1項第6号(いわゆる冒認出願)の無効理由に該当しないことがある。
- (p) 訂正審判において、訂正は、特許請求の範囲の減縮、誤記の訂正、明瞭でない記載の 釈明、又は他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項を引用しないも のとすることを目的とするものに限られる。
- (n) 特許無効審判において、特許請求の範囲の減縮を目的として訂正の請求を行う場合、 その訂正は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の 範囲内においてしなければならない。
- (二) 訂正審判において、明瞭でない記載の釈明を目的とする特許請求の範囲の訂正は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない。
- (ホ) 特許権者は、特許法第79条(いわゆる先使用による通常実施権)の規定による通常実施権者があるときは、この者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

実施権に関し、次の(イ)~(ヘ)の設問のうち、正しいものの組合せは、どれか。

以下において、特許Aの権利者である甲は、特許Aに係る特許権について、**Z**に通常実施権を許諾し、その後、特許Aに係る特許権について、**丙**に専用実施権を設定し、その専用実施権の設定の登録がされたものとする。

- (4) **丙**は、**乙**の承諾を得ることなく、**丙**の専用実施権について、第三者に通常実施権を許諾することができるが、**甲**の承諾を得ることなく、第三者に通常実施権を許諾することはできない。
- (p) **乙**は、**甲**の承諾を得ることなく、**乙**の通常実施権について、第三者に質権を設定することができないが、**丙**は、**甲**の承諾を得ることなく、**丙**の専用実施権について、第三者に質権を設定することはできる。
- (ハ) **乙**は、**甲**の承諾を得た場合において、**丙**の承諾を得ることなく、**乙**の通常実施権を第 三者に譲渡することができるが、**丙**は、**甲**の承諾を得た場合においても、**乙**の承諾を得 ない限り、**丙**の専用実施権を第三者に譲渡することができない。
- (二) **乙**の通常実施権は、**丙**に対しても、その効力を有するため、**丙**は、**乙**の承諾を得ることなく、**丙**の専用実施権に基づいて、特許**A**に係る発明**イ**の実施をすることができない。
- (ホ) **丙**が死亡し、**丙**の専用実施権について、**丙**の相続人である**丁**及び**戊**が**丙**の専用実施権 を共有者として取得した。この場合において、**丁**は、**戊**の同意を得ることなく、当該専 用実施権について、第三者に通常実施権を許諾することはできない。
- (^) 特許Aに係る発明イが、特許Aの出願の日よりも前に公開された己の公開された特許 Bに係る発明口と同一であることを理由として無効審判が請求され、審決により無効と された。この場合において、丙が当該無効審判の請求の登録前から、その無効理由のあ ることを知らないで、丙の専用実施権に基づいて、日本国内において発明イの実施であ る事業をしていたときは、丙は、実施している発明イ及び発明イの実施である事業の目 的の範囲内において、己の特許Bに係る特許権について、通常実施権を有するが、己は、 丙から相当の対価を請求する権利を有する。
- 1 (イ)と(ホ)と(^)
- 2 (ロ)と(ハ)と(ホ)
- 3 (=) と(*) と(^)
- 4 (ハ)と(ニ)と(^)
- 5 (イ)と(ロ)と(ホ)

特許法又は実用新案法に規定する口頭審理に関わる審判手続について、誤っているものは、どれか。

- 1 ロ頭審理の期日の当日に交通機関の災害があり、当事者の出頭が困難であると判断される場合、審判長は、職権で期日を変更することができる。
- 2 実用新案登録無効審判の事件が審決をするのに熟した場合において、審判の請求に理由があると認めるときであっても、審決の予告をすることなく、審判長は、口頭審理において、審理の終結を口頭で通知することができる。
- 3 審判書記官は、口頭審理の調書の変更に関して審判長の命令を受けた場合において、 その変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。
- 4 特許無効審判において、被請求人は、答弁書の提出をもって陳述した。その場合、被請求人は、答弁書の提出の前から合議体を構成する審判官について忌避の原因があることを知っていたときであっても、答弁書提出後の口頭審理の際に、忌避の申立てを口頭で行うことができる。
- 5 特許無効審判において、当事者は口頭審理の期日の呼出しを受けたが、当該期日に被 請求人は出頭せず、請求人のみが出頭した。その場合、審判長は、当該期日の口頭審理 において、審判手続を進行することができる。

特許出願についての査定に対する審判又は特許法第162条に規定する審査(以下、「前置審査」という。)に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 拒絶査定不服審判において、審査の手続に重大な欠陥があり、そのままでは審判の基礎に用いることができない場合、審判長は、拒絶をすべき旨の査定を取り消し、さらに審査に付すべき旨の決定をすることができる。
- 2 前置審査においては、必要があると認められるときであっても、特許異議の申立てに ついての決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止する ことはできない。
- 3 特許法第36条の2第2項の外国語書面出願の出願人が、拒絶査定不服審判の請求と同時に、その請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について、誤訳訂正書により誤訳の訂正を目的として補正をしたときは、特許庁長官は、審査官にその請求を審査させなければならない。
- 4 特許をすべき旨の査定を受けた者は、正当な理由があれば、その査定の謄本の送達が あった日から3月以内に、その査定を取り消すための審判を請求することができる。
- 5 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により特許法 第121条第1項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定 にかかわらず、その理由がなくなった日から60日(在外者にあっては、3月)以内でそ の期間の経過後6月以内にその請求をすることができる旨特許法に規定されている。

特許法第29条の2(いわゆる拡大された範囲の先願)及び第39条(先願)に関し、次の $(4)\sim(4)$ のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に記載した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げないものとする。

- (4) 甲は、自らした発明イ及び発明口について、平成26年6月1日に特許出願Aをし、乙は、自らした発明イについて、平成26年7月1日に特許出願Bをした。その後、甲は平成26年8月1日に出願Aの一部を分割して発明イに係る新たな特許出願Cをし、その後、出願A及び出願Cは出願公開された。この場合、出願A及び出願Cは、いずれも、出願Bに対し特許法第29条の2に規定するいわゆる拡大された範囲の先願としての地位を有する。
- (p) 企業 X と企業 Y は、発明 イ について共同で特許出願 A をした。その後、企業 Y は出願 A が出願公開される前に発明 イ について特許出願 B をし、その後、出願 A が出願公開された。この場合に、出願 A は、出願 B に対し特許法第29条の2 に規定するいわゆる拡大された範囲の先願としての地位を有しないこともある。
- (ハ) 甲は、特許請求の範囲に自らした発明イのみを記載し、願書に最初に添付した明細書には、発明イとともに自らした発明口を記載して平成27年6月1日に特許出願Aをした。 乙は、自らした発明口について、平成27年7月1日に特許出願Bをした。その後、甲は 平成27年8月1日に出願Aの一部を分割して発明口に係る新たな特許出願Cをし、その 後、出願Aは出願公開されることなく取り下げられた。この場合、出願Bは、出願Cで 拒絶されることはない。
- (二) 甲は、自らした発明イについて、平成26年2月2日に特許出願Aをし、平成26年12月9日に出願Aを基礎とする特許法第41条第1項の規定による優先権の主張を伴う発明イ、発明口及び発明ハに係る特許出願Bをした。その後、甲は、平成27年1月29日に出願Bのみを基礎とする特許法第41条第1項の規定による優先権の主張を伴う発明イ、発明口及び発明二に係る特許出願Cをした(ただし、出願Cの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面には発明ハに係る事項は記載されていない。)。乙は、平成27年1月15日に自らした発明イ及び発明ハについて特許出願Dをした。この場合、出願Cについて出願公開がされたとき、出願Dは、出願Bが特許法第29条の2に規定するいわゆる拡大された範囲の先願であるとして拒絶されることはない。

- (ホ) 外国語でされた国際特許出願において、国内書面提出期間内に国際出願日における明細書及び請求の範囲の日本語による翻訳文が提出されず、その国際特許出願が取り下げられたものとみなされた場合であっても当該出願が国際公開されたものであれば、その国際特許出願の出願の日より後に出願された特許出願は、その国際特許出願をいわゆる拡大された範囲の先願として、特許法第29条の2の規定により拒絶される。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

意匠法における意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 ピアノの鍵盤部分は、蓋を開けなければ外部から見えないことから、部分意匠として 意匠登録の対象とならない。
- 2 意匠法において、プログラム等により生成され、物品に表示される画像は、全て「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」に含まれる。
- 3 蝶結びして乾燥させた麺は、意匠登録の対象となる。
- 4 姫路城の壁に投影される画像は、投影機の操作の用に供されるものである場合には、 意匠登録の対象となる。
- 5 屋外用いすと屋外用テーブルの脚部に統一感ある模様が施されているときは、その脚部の模様部分は、意匠に係る物品を「一組の屋外用いす及びテーブルセット」とする部分意匠として意匠登録の対象となる。

秘密意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際意匠登録出願の出願人は、国際公表があった日後経済産業省令で定める期間内に その意匠を秘密にすることを請求することができる。
- 2 意匠を秘密にすることを請求した意匠登録出願の出願人は、その意匠に関し意匠法第 20 条第3項各号に掲げる事項を記載した書面であって特許庁長官の証明を受けたもの を提示して警告することにより、その警告後、意匠権の設定の登録前に業としてその意 匠に類似する意匠を実施した第三者に対し、その意匠権の設定の登録の後、その意匠が 登録意匠である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払 を請求することができる。
- 3 意匠登録出願を分割して新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願に ついて提出された秘密請求期間を記載した書面は、当該新たな意匠登録出願と同時に特 許庁長官に提出されたものとみなされる。
- 4 意匠登録出願人は、意匠公報の発行の日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。
- 5 **甲**は、意匠登録出願Aについて1年、意匠登録出願Bについて2年の期間を指定して それらの意匠を秘密にすることを請求して出願し、**Z**は、秘密意匠の請求なく意匠登録 出願**C**をした。意匠登録出願A、B、**C**は同日に出願されたものであり、協議不成立に より拒絶をすべき旨の査定が確定した。この場合、意匠登録出願**C**に係る願書及び願書 に添付した図面等の内容は、拒絶をすべき旨の査定が確定した日から2年の経過後遅滞 なく意匠公報に掲載される。

意匠法第5条(意匠登録を受けることができない意匠)に関し、次のうち、誤っている ものは、どれか。

- 1 外国の国旗の模様が表された意匠であっても、意匠登録を受けることができる場合がある。
- 2 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠であっても、意匠登録を受けることができる場合がある。
- 3 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠については、国際意匠登録出願に係る場合であっても、意匠登録を受けることができない。
- 4 物品の品質の誤認を生ずるおそれがある意匠であっても、意匠登録を受けることができる場合がある。
- 5 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠について意匠登録された場合には、 意匠権の設定の登録の日から5年を経過した後であっても、その意匠登録を無効にする ことについて意匠登録無効審判を請求することができる。

甲は万年筆の「キャップ」の意匠**イ**について平成26年1月に意匠登録出願**A**をした。**Z**は「万年筆」の意匠**口**について平成26年2月に意匠登録出願**B**をした。**甲**は万年筆のキャップの「クリップ」の意匠**ハ**について平成26年12月に意匠登録出願**C**をした。意匠**口**に係る万年筆の「キャップ」の意匠と意匠**イ**は類似する。また、意匠**口**に係る万年筆のキャップの「クリップ」の意匠と意匠**ハ**は類似する。この場合において、次のうち、誤っているものはどれか。

ただし、特に文中に示したものを除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとする。

さらに、ジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 意匠登録出願Aに係る意匠イについて平成26年10月に意匠法第20条第3項の意匠公報 が発行された場合、意匠登録出願Bに係る意匠口は意匠登録される場合がある。
- 2 意匠登録出願**B**に係る意匠**口**について平成27年1月に意匠法第20条第3項の意匠公報 が発行された場合、意匠登録出願**C**に係る意匠**ハ**は意匠登録される場合がある。
- 3 意匠登録出願Aに係る意匠イについて平成27年1月に意匠法第20条第3項の意匠公報 が発行された場合、意匠登録出願Cに係る意匠ハは意匠登録される場合がある。
- 4 意匠登録出願Aに係る意匠イについて秘密の請求がされ、平成26年10月に願書及び願書に添付した図面の内容を掲載しない意匠登録出願Aに係る意匠公報が発行され、平成28年4月に秘密請求期間経過後に発行される意匠公報が発行された場合、意匠登録出願Cに係る意匠ハは意匠法第3条の2により拒絶される。
- 5 意匠登録出願Aに係る意匠イについて秘密の請求がされ、平成27年1月に願書及び願書に添付した図面の内容を掲載しない意匠登録出願Aに係る意匠公報が発行された場合、意匠登録出願Cに係る意匠ハは意匠登録される場合がある。

意匠登録出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、ジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 意匠登録を受けようとする意匠を図面に記載する場合において、その意匠に係る物品の一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなくてもよい。
- 2 意匠に係る物品を「ロボットおもちゃ」とする意匠登録出願の願書に添付した図面に、 変化する前の形状と変化した後の形状を記載した意匠登録出願は、願書の記載にかかわ らず、複数の意匠を含むものとして一意匠一出願の要件を満たさない。
- 3 物品の部分について部分意匠として意匠登録を受けようとするときは、意匠登録出願 の願書の意匠に係る物品を「~の部分」と記載しなければならない。
- 4 意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面により、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が、その意匠を認識することができるときは、その意匠に係る物品の大きさを願書に記載しなくてもよい。
- 5 全体が白色である文鎮の図面と、それと同一形状で全体が黒色である文鎮の黒色の彩色を省略した図面の双方を一の願書に添付した意匠登録出願は、一意匠一出願の要件を満たす。

関連意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、意匠登録出願は、特に文中に示した場合を除き、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでもなく、補正後の新出願でもなく、期間の延長はないものとし、ジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 **甲**は平成27年6月1日に、意匠**イ**について日本国を指定締約国とする国際出願を行った。この国際出願は、出願と同日に国際登録され、平成27年12月1日に国際公表され、国際意匠登録出願**A**として特許庁に係属した。**甲**が平成27年10月1日に意匠**イ**に類似する意匠**ロ**について意匠登録出願**B**をしていた場合、意匠**ロ**を本意匠、意匠**イ**を関連意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。
- 2 甲が平成27年1月8日に行った意匠登録出願Aには、相互に類似する意匠**イ**及び意匠 口が含まれていた。甲は平成27年3月4日に出願分割手続により、意匠口に係る意匠登 録出願Bを行い、同時に意匠登録出願Aから意匠口を削除する手続補正を行った。この 場合、意匠口を本意匠、意匠**イ**を関連意匠として意匠登録を受けることはできない。
- 3 甲は、意匠イ、意匠口及び意匠口を本意匠とする関連意匠ハについて、それぞれ同日に意匠登録出願をした。意匠イと意匠ハは相互に類似し、意匠口と意匠ハは相互に類似するが、意匠イと意匠口は類似しない。この場合において、意匠イは、関連意匠ハにのみ類似する意匠であっても、意匠登録を受けることができる場合がある。
- 4 甲は平成26年1月8日に特許出願Aをし、平成27年7月16日に公開特許公報が発行された。特許出願Aの明細書及び図面には、意匠イが明瞭に記載されていた。甲は、平成27年1月5日に意匠イに類似する意匠口に係る意匠登録出願をした後、平成28年1月25日に特許出願Aを出願変更して意匠イに係る意匠登録出願をした。この場合、甲が意匠イを本意匠、意匠口を関連意匠として、意匠登録を受けることはできない。
- 5 **甲**は平成27年5月12日に意匠**イ**に係る意匠登録出願**A**をし、平成28年1月4日に設定登録を受けた。**甲**は、平成27年12月22日に意匠**イ**に類似する意匠**ロ**について、意匠**イ**を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願**B**をした。意匠**イ**に係る意匠権について通常実施権が許諾されているとき、**甲**は意匠**ロ**について意匠登録を受けることができない。

意匠登録出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、意匠登録出願は、特に文中に示した場合を除き、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでもなく、補正後の新出願でもなく、期間の延長はないものとし、ジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 意匠登録出願人は、二以上の意匠を包含する意匠登録出願について、手続補正をすることができる時期であれば、常にその出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる。
- 2 特許出願人が、その特許出願を意匠登録出願に変更した場合において、新たな意匠登録出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとするときは、その旨を記載した書面を意匠登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。
- 3 実用新案権者は、経済産業省令で定めるところにより、自己の実用新案登録に基づいて直接意匠登録出願をすることができる場合がある。
- 4 意匠登録出願人が、パリ条約の規定により優先権を主張している二以上の意匠を包含する意匠登録出願について、意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とした場合において、新たな意匠登録出願についてパリ条約の規定により優先権を主張したときは、優先権証明書を新たな意匠登録出願の日から六月以内に特許庁長官に提出しなければならない。
- 5 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための書面を特許庁長官に提出した意匠登録出願が二以上の意匠を包含している。意匠登録出願人が、その意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とする場合には、新たな意匠登録出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるために特許庁長官に提出した書面は、もとの意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなされる。

甲は、商品「運動靴」の意匠**イ**に係る意匠権**A**の意匠権者である。他方、**乙**は、意匠**イ**に類似した意匠**口**に係る「運動靴」を日本国内において販売している。**甲**は、**乙**に対し、意匠権侵害を理由として意匠**口**に係る「運動靴」の販売について差止及び損害賠償を求める訴えを提起した。この訴訟における以下の**甲**又は**乙**の主張のうち、意匠法上誤りといえないものはどれか。

ただし、ジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 意匠権Aは当初**丙**が保有しており、**丙**は、意匠権Aについて**乙**に通常実施権を許諾し、 その後、平成28年1月15日に意匠権Aを**甲**に譲渡した。
 - この場合に、「**乙**の通常実施権は設定の登録がないため**甲**に対して効力を有しない」とする**甲**の主張。
- 2 意匠**イ**は、本意匠である意匠**ハ**の関連意匠である。 この場合に、「本意匠である意匠**ハ**と意匠**ロ**が類似しなければ、**甲**は関連意匠に基づ く意匠権侵害を主張できない」とする**乙**の主張。
- 3 **乙**は、意匠**口**を自ら創作し、意匠**イ**の意匠登録出願時に、既に海外において意匠**口**に 係る「運動靴」を販売していた。
 - この場合に、「**乙**は意匠**イ**の意匠登録出願時に、既に海外において意匠**口**に係る『運動靴』を販売していたのであるから、意匠**イ**に係る意匠権について先使用による通常実施権を有する」とする**乙**の主張。
- 4 意匠**イ**は秘密意匠であるところ、その意匠を秘密にすることを指定した期間内に、**甲**に対する尋問が行われることになった。
 - この場合に、「秘密意匠に係る営業秘密を保護するため、**甲**に対する尋問の公開を停止することが相当である」とする**甲**の主張。
- 5 意匠**イ**は秘密意匠であるところ、その意匠を秘密にすることを指定した期間内に、**甲** は**乙**に対しその意匠の内容を提示した書面により警告した上で、訴訟提起した。しかし、その書面には特許庁長官の証明がなかった。
 - この場合に、「訴訟提起前に甲が**乙**に対して送付した警告書に特許庁長官の証明がなかったとしても、**甲**の損害賠償請求は適法である」とする**甲**の主張。

意匠の審判及び審決取消訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、ジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 本意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、本意匠の意匠権は初め から存在しなかったものとみなされるから、当該本意匠に係る複数の関連意匠の意匠権 は、分離して移転することができる。
- 2 拒絶査定不服審判においてなされた補正につき、審判官が意匠の要旨を変更するものであると判断したときは、審判官は、当該補正が意匠の要旨を変更するものであること を理由として審判請求が成り立たない旨の審決をすることができる。
- 3 意匠権者は、登録された意匠の願書の記載に不明瞭な記載があることを理由として無効審判を請求されたときは、意匠の要旨を変更しない範囲において願書の記載を訂正することについて、訂正審判を請求することができる。
- 4 関連意匠として出願された意匠が、本意匠には類似せず、他の関連意匠にのみ類似する場合、当該関連意匠の意匠登録を無効とすることについて、意匠登録無効審判を請求することができる。
- 5 意匠権が共有にかかるものである場合、当該意匠権に係る意匠登録について無効にすべき旨の審決がなされたときは、かかる審決に対する審決取消訴訟を共有者の1人が単独で提起することはできない。

意匠法で規定する「他人の登録意匠等との関係」に関し、次のうち、誤っているものは、 どれか。

また、他人からの許諾は考慮しないこととする。

- 1 物品「運動靴」に係る意匠の意匠権者は、その登録意匠の靴底部分の形状がその意匠 登録出願前に出願された物品「靴底」に係る他人の登録意匠に類似するとき、その「運 動靴」に係る意匠を業として実施することができない。
- 2 意匠法第2条第2項に規定する物品の操作の用に供される画像の意匠権者は、その画像による操作がその意匠登録出願前の出願に係る他人の「プログラム」に係る特許発明によってのみ実現されるとき、その操作画像に係る意匠を業として実施することはできない。
- 3 甲の登録意匠**イ**に類似する意匠**ロ**が、意匠**イ**に係る意匠登録出願前の、日本国を指定 締約国とする国際出願に係る**乙**の登録意匠**ハ**に類似しているとき、**甲**は業として意匠**ロ** を実施することができない場合がある。
- 4 物品「電気炊飯器」に係る意匠の意匠権者は、その実施品である電気炊飯器に組み込まれた制御回路が意匠登録出願前の出願に係る他人の特許発明を利用するものであるとき、その登録意匠の実施をするための通常実施権の許諾について、一定の条件の下、特許庁長官に対して裁定を請求することができる。
- 5 物品「ネクタイ」に係る意匠の意匠権者は、その登録意匠「ネクタイ」の表面に表された絵柄が他人の著作物と類似しているとしても、その登録意匠を業として実施することができる場合がある。

【商標】1

商標法第2条に規定する「商標」及び「商品・役務」について、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標法第2条第1項には、「商品」に係る「商標」について、「標章」であって「業 として商品を加工」する者がその商品について使用するものが規定されている。
- 2 商標法第2条第1項には、「この法律で『商標』とは、人の知覚によつて認識することができるもの」と規定されているので、商標法上は、人の視覚、聴覚、味覚、嗅覚、触覚で認識できるものは、すべて「商標」に該当する。
- 3 商標法上の「商品」は、商取引の目的となるものであれば足りることから、特許権等 の知的財産権も商標法上の「商品」に該当する。
- 4 レストランのフランチャイズ・システムにおいて、当該レストランの顧客に対してフランチャイジー(加盟者)が提供するサービス(役務)の質を保証するフランチャイザー(本部)は、商標法第2条第1項第2号における業として役務を証明する者に該当する。
- 5 商標法上において、電子出版物等の電子情報財は、ダウンロード可能であるか否かを 問わず、「役務」ではなく「商品」に該当する。

商標法第2条に規定する商標及び標章の使用に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 会社の商号の略称や社標につき商標登録を受けていても、当該商標を商品や役務と無 関係に、自社の名刺や封筒に表示する行為は、商標の「使用」に該当しない。
- 2 「商品」に記録媒体が取り付けられている場合、当該記録媒体に音の標章を記録する ことは、当該商品に「標章を付する行為」に含まれる。
- 3 音の標章の「使用」には、商品の譲渡若しくは引渡し又は役務の提供のために、機器 を用いて音を再生する行為は含まれるが、楽器を用いて演奏する行為は含まれない。
- 4 商標法第2条第3項第7号に規定される「映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為」には、サービス提供時の映像面と密接なつながりのある画面に商標が表示される場合が含まれる。
- 5 立体的な標章を商品自体の形状とすることは、商品に「標章を付する行為」に含まれ、 立体商標の「使用」となる。

防護標章に関し、次の(イ)から(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願に関しては、商標法第14条 (審査官による審査)及び同法第15条の2(拒絶理由の通知)の規定が準用されていな い。
- (p) 商標権者は、同一の商標につき指定商品を異にする2つの商標権を有する場合に、それぞれの商標権に基づいて、同一又は類似の商品についての2つの防護標章の登録を重複して受けることができない。
- (ハ) 防護標章登録出願人は、当該防護標章登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合であっても、2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする防護標章登録出願の一部を1又は2以上の新たな防護標章登録出願とすることができない。
- (二) 既に商標登録されている商標と同一の標章を、同一の指定商品について他人が防護標章登録を受けた場合であっても、先の商標権者は、依然として自己の商標登録に係る指定商品について、自己の登録商標を使用することができる。
- (*) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前6月から満了の日までの間にしなければならないが、当該出願がその期間内にできなかったことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、当該出願をすることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 >
- 4 4 9
- 5 5つ

商標登録出願における拒絶の理由に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標法第4条第1項第8号に規定する「氏名」とは、ミドルネームを有する外国人の 場合、当該ミドルネームを含む正式な氏名であるフルネームを意味する。
- 2 公益に関する団体であって営利を目的としないもの、例えば独立行政法人Aを表示する標章であって著名なものと同一の商標については、Aの承諾を得た者でも商標登録を 受けることができないが、Aが商標登録出願する場合は、登録を受けることができる。
- 3 種苗法(平成10年法律第83号)第18条第1項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一の商標については、同法による品種登録を受けた本人であれば、その品種の種苗又はこれに類似する商品について商標登録を受けることができる。
- 4 商標登録出願に係る商標が、日本国のぶどう酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒について使用するものに該当していても、特許庁長官による指定が、その商標登録出願の出願日の後になされた場合には、商標法第4条第1項第17号には該当しない。
- 5 商標法第8条第1項(先願)の規定に違反する場合、登録異議の申立ての理由及び商標登録の無効の理由となるが、商標登録出願の拒絶理由とはならない。

商標権の効力等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 専用使用権者は、商標権に対する侵害行為に対し、差止請求権及び損害賠償請求権を 行使することができるが、いわゆる独占的通常使用権者が差止請求権又は損害賠償請求 権を行使できる場合はない。
- 2 商標権者は、自己の登録商標をその指定商品の普通名称として辞書に掲載する他人の 行為に対し、当該登録商標の商標権に基づき、差止請求権を行使して当該行為の停止を 請求することができる。
- 3 地域団体商標に係る商標権については、地域団体商標の制度趣旨に鑑み、専用使用権 の設定も、通常使用権の設定も認められない。
- 4 専用使用権は、商標権のうち、商標権者が指定商品又は指定役務について登録商標の 使用をする権利を専有する部分だけではなく、禁止権の部分にも設定できる場合がある。
- 5 販売されているコンパクトディスクに収録されたある歌手が歌唱する楽曲の一部を複製した音からなる商標について商標登録出願をした者は、その商標登録を受けても、当該楽曲の著作権者だけではなく、当該歌手等の著作隣接権者から許諾を受けなければ、その指定商品又は指定役務についてその登録商標を自由に使用することはできない。

商標権の効力及び侵害等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 フランチャイジー(加盟者)が使用するフランチャイズチェーンの名称(フランチャイズ契約により結合した企業グループに属することの表示)は、当該名称が著名である場合に限り、商標法第26条第1項1号にいう「自己の名称」に該当する。
- 2 他人の登録商標について、先使用による商標の使用をする権利を有する者は、その業務を承継した者に対して当該使用をする権利を移転することができるが、当該使用をする権利を目的として質権を設定することはできない。
- 3 商標権侵害訴訟において、被告は、原告の登録商標が、他人の業務に係る商品を表示 するものとして日本国内における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似 の商標であって、不正の目的をもって使用をするものに該当し、当該商標登録に無効の 理由がある場合、別途無効審判を提起するまでもなく、当該訴訟で、その無効の理由を 主張立証することにより差止請求や損害賠償請求が認められない旨の抗弁を主張するこ とができる。
- 4 商標権侵害訴訟において、当事者の一方が、商標権の効力についての特許庁の判定を 証拠として提出した場合でも、裁判所は、当該判定の結果に拘束されず、判定とは異な る内容の判決をすることができる。
- 5 商標権者から商標権の侵害であるとして、侵害行為の損害賠償請求を受けた者は、そ の行為に過失がなかったことを立証することにより、損害賠償の責任を免れることがで きる。

商標権等の更新、移転に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 平成18年11月10日(金曜日)に設定の登録がされた商標権の存続期間の更新登録の申請は、平成28年5月10日(火曜日)から手続きをすることができる。
- 2 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願があったときは、常にその満 了の時に更新されたものとみなされる。
- 3 商標権が移転された結果、類似の商品について使用する同一の登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合、その一の登録商標に係る商標権者の指定商品についての登録商標の使用により他の登録商標に係る商標権者の業務上の利益(当該他の登録商標の使用をしている指定商品に係るものに限る。)が現実に害されていなければ、当該他の登録商標に係る商標権者は、当該一の登録商標に係る商標権者に対し、当該使用について、その者の業務に係る商品と自己の業務に係る商品との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができない。
- 4 団体商標である旨を記載した書面及び商標法第7条第3項(団体商標)に規定する書面が移転登録の申請と同時に特許庁長官に提出されても、通常の商標権が、団体商標に係る商標権として移転されることはない。
- 5 商標権の存続期間の更新登録の登録料が分割して納付されたが、当該商標権の存続期間の満了前5年までに納付すべき登録料が納付されず、その商標権が存続期間の満了前5年の日にさかのぼって消滅したものとみなされた場合、特許庁は、当該商標権の消滅を、商標公報に掲載しなければならない。

商標登録出願等の手続きに関し、次の(イ)から(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 特許庁長官は、防護標章登録出願の願書に防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号の記載がない場合、その防護標章登録出願の出願人に対し、相当の期間を指定して、 防護標章登録出願について補完すべきことを命じなければならない。
- (p) 商標登録を受けようとする商標が音からなる商標である場合、商標登録出願人は、願書にその旨を記載し、経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。
- (ハ) いわゆる「動き商標」の願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるように表示した1又は異なる2以上の図又は写真によりしなければならない。
- (二) 団体商標の商標登録出願人は、その商標登録出願について査定又は審決がされた後であっても、その商標登録出願を地域団体商標の商標登録出願に変更することができる場合がある。
- (*) 商標登録出願人は、補正の却下の決定謄本送達のあった日から3月以内にその補正後の指定商品について新たな商標登録出願をした場合は、補正却下の決定に対する審判を請求することができない。
- 1 1 つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

商標の審判及び登録異議の申立てに関し、次の(イ)から(ホ)のうち、正しいものは、いく つあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (4) 2以上の指定商品に係る商標登録の取消しの審判(商標法第50条)において、被請求人は、請求に係る指定商品のいずれかについて登録商標の使用をしていないことにつき、正当な理由があることを明らかにしたときは、当該商標登録の取消しを免れる。
- (p) 商標登録の無効の審判の請求があったときは、当該商標権に通常使用権の設定の登録がされている場合、審判長は、その旨を当該通常使用権者に対して通知しなければならない。
- (ハ) 指定商品をA及びBとする商標登録に対し、Aについて商品の品質の誤認を生ずるお それがある商標であることを理由として、登録異議の申立てがされた。この場合、審判 官は、当該登録異議の申立ての理由以外の理由の審理をAについてはすることができな いが、Bについてはすることができる。
- (二) 商標登録された後において、その登録商標が役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標に該当するものとなっていることを理由に商標登録の無効の審判が請求され、当該商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その商標権は、常に当該審判の請求の登録の日から存在しなかったものとみなされる。
- (ホ)登録異議申立人は、商標法第43条の2に規定する期間(商標掲載公報の発行の日から 2月以内)の経過後30日を経過するまでであれば、登録異議の申立ての理由について、 要旨を変更するものであっても、補正をすることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

マドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際商標登録出願に係る登録商標がその商標登録前の国内登録に基づく登録商標と同一であって、いわゆる代替が生じた場合、その国際登録の出願日は、代替された国内登録の出願日とみなされるが、その国内登録がパリ条約第4条の規定による優先権の主張が認められた商標登録出願に係るものであっても、その国際商標登録出願にはその優先権の効果は認められない。
- 2 国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の 変更の記録の請求に関し、その手数料が納付されないとき、特許庁長官は、手数料の納 付の手続の補正をすべきことを命じられた者が、指定した期間内にその補正をしない場 合には、当該手続を却下することができる。
- 3 特許庁長官は、国際登録出願の願書及び必要な書面を国際事務局に送付しなければならないが、その国際登録出願が2月以内に国際事務局に送付されたときは、特許庁が当該国際登録出願を受理した日が国際登録の日として国際登録簿に記録される。
- 4 国際商標登録出願後における商標登録出願により生じた権利の承継は、相続その他の 一般承継及び譲渡による特定承継のいずれの場合にも、国際事務局に届け出なければ、 その効力を生じない。
- 5 国際商標登録出願に係る国際登録に基づく商標権は、個別手数料の納付があったこと を国際登録簿に記録した旨の通報が国際事務局からあったときに、商標原簿への設定の 登録により発生する。

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際事務局が優先権書類を実施細則に定めるところにより国際出願の国際公開の日前 に電子図書館から入手可能である場合には、出願人は、優先権書類の提出に代えて、受 理官庁に対し、当該優先権書類を当該電子図書館から入手するよう、優先日から16月以 内に請求することができる。
- 2 国際調査機関が作成する見解書は、優先日から30月が経過するまで、一般公衆に公開 されることはない。
- 3 各国際調査機関は、国際調査の実施等に係る手数料(「調査手数料」)を支払うこと を要求することができる。調査手数料は、受理官庁が徴収する。
- 4 国際出願について国際調査を行う国際調査機関は、当該国際出願について補充国際調査を管轄する。
- 5 出願人が国際出願の受理を管轄しない国内官庁に国際出願をした場合には、当該国内 官庁は、その国際出願を、その国際出願を管轄する国内官庁に送付する。

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 願書には、指定国ごとに異なる出願人を記載することができる。
- 2 優先権の主張の取下げにより、国際出願の優先日に変更が生じる場合には、もとの優 先日から起算した場合にまだ満了していない期間は、常に、変更の後の優先日から起算 する。
- 3 国際調査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合、出願人に対し追加手数料の支払を求めたにもかかわらず、当該追加手数料が支払われないときには、請求の範囲の最初に記載されている発明(「主発明」)に係る部分について、国際調査報告を作成する。
- 4 国際出願に要約が含まれていない場合において、受理官庁が出願人に対し当該欠陥の 補充をすることを求めた旨を国際調査機関に通知したときは、国際調査機関は、その国 際出願は取り下げられたものとみなす旨の通知を受領しない限り、国際調査を続行する。
- 5 出願人は、国際調査報告を受け取った後、所定の期間内に国際事務局に特許協力条約 第19条の規定に基づく補正書を提出することにより、国際出願の請求の範囲について1 回に限り補正をすることができる。

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際予備審査の請求書の提出は、指定された国であって特許協力条約第2章の規定に 拘束される全締約国の選択を構成する。
- 2 国際予備審査の請求をする出願人が、特許協力条約第2章の規定に拘束される締約国 の居住者又は国民である場合において、同章の規定に拘束される締約国の受理官庁又は その締約国のために行動する受理官庁に国際出願していないときは、当該国際予備審査 の請求は、行われなかったものとみなされる。
- 3 国際出願の出願人は、国際予備審査の請求書の提出の時又は国際予備審査報告が作成 されるまでの間、特許協力条約第34条の規定に基づく補正書を提出することができるが、 国際予備審査機関による当該補正書の受理が国際予備審査報告の作成を開始した後であ る場合、当該国際予備審査報告のために当該補正書が考慮されない場合がある。
- 4 国際出願がされる言語及び国際出願が国際公開される言語のいずれもが国際予備審査 を行う国際予備審査機関が認める言語でない場合には、国際予備審査の請求をする出願 人は、常に、国際予備審査の請求書とともに、次の(i)及び(i i)に該当する言語 による国際出願の翻訳文を提出しなければならない。
 - (i) 国際予備審査機関が認める言語
 - (ii) 国際公開の言語
- 5 国際出願の出願人は、国際予備審査報告の翻訳文の正確性について書面による意見を 作成することができるものとし、その書面による意見の写しを各関係選択官庁及び国際 事務局に各一通送付する。

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際予備審査の対象である国際出願が、先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合であって、国際出願日が当該優先期間の満了の日の後であるが、当該満了の日から2月の期間内であるとき、当該先の出願の日が、国際予備審査における特許協力条約第33条(2)及び(3)に規定される新規性及び進歩性を有するか否かの判断の基準日となる場合がある。
- 2 国際予備審査機関は、調査が何ら有益な目的に資さないと考えるものでない限り、国際調査報告を作成した日の後に発行された又は当該国際予備審査機関が調査のために利用可能となった第64規則に規定する文献(国際予備審査における先行技術)を発見するための調査を行う。
- 3 国際予備審査機関は、国際予備審査報告の作成の際、現に、明細書、請求の範囲若しくは図面が明瞭でないため又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされていないため、請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性又は産業上の利用可能性について有意義な見解を示すことができないと認める場合には、国際予備審査報告にその旨の見解及びその根拠を記述するものとし、当該国際予備審査報告には、請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の基準に適合していると認められるかどうかについて、いかなる記述もしてはならない。
- 4 国際予備審査機関は、国際予備審査の請求書を国際事務局に送付する前に、国際予備 審査の請求が取り下げられた場合に限り、取扱手数料を出願人に払い戻す。
- 5 国際予備審査報告については、国際予備審査機関が、国際事務局及び出願人に各1通 同一の日に送付する。

特許法に規定する国際特許出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 外国語でされた国際特許出願について、図面の中に説明があるのに当該説明の翻訳文 の提出がなかったときは、その国際特許出願は取り下げられたものとみなされる。
- 2 国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に、出願人の氏名又は名称及び住所又 は居所、発明の名称、発明者の氏名及び住所又は居所並びに国際出願番号の全てを記載 した書面を特許庁長官に提出しなければならない。
- 3 在外者である国際特許出願の出願人は、いかなる場合においても、国内処理基準時の 属する日後経済産業省令で定める期間内に、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出 なければならない。
- 4 特許協力条約第19条の規定に基づく補正をした外国語でされた国際特許出願において、 国際出願日における請求の範囲の翻訳文と当該補正後の請求の範囲の翻訳文が提出され た場合には、国際出願日における請求の範囲の翻訳文を基準として、特許法第17条の2 第3項の規定による、いわゆる新規事項の追加であるか否かの判断が行われる。
- 5 国際特許出願について特許法第41条第1項の規定による優先権を主張する場合、先の 出願について仮専用実施権を有する者があるときでも、その者の承諾を得ることは要求 されていない。

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律に規定する国際出願及び実用新案法に規定する国際実用新案登録出願に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (4) 日本国内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有しない外国人と日本国民が 共同して国際出願をする場合、日本国民が代表者であるか又は筆頭出願人でなければ、 特許庁長官に対し国際出願することは認められない。
- (p) 願書が中国語で作成されている場合、特許庁長官は、相当の期間を指定して、書面により手続の補完をすべきことを命じなければならない。
- (n) 未成年者(独立して法律行為をすることができる者を除く。)又は成年被後見人がした国際出願の手続は、法定代理人(本人が手続をする能力を取得したときは、本人)が追認することができる。
- (二) 国際実用新案登録出願については、何人もいつでも実用新案技術評価を請求することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

パリ条約のストックホルム改正条約(以下、「パリ条約」という。)第5条Aに規定された実施権の強制的設定に関し、次の(1)~(ε)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 各同盟国は、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害、例えば、実施がされないことを防止するため、実施権の強制的設定について規定する立法措置をとることができる。
- (p) 実施権の強制的設定は、実施がされず又は実施が十分でないことを理由としては、特許出願の日から4年の期間又は特許が与えられた日から3年の期間のうちいずれか遅く満了するものが満了する前には、請求することができないものとし、また、特許権者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにした場合には、拒絶される。
- (ハ) 各同盟国は、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害を防止するために実施権の強制的設定では十分でない場合に限り、特許の効力を失わせることについて規定することができるが、特許権の消滅又は特許の取消しのための手続は、実施権の最初の強制的設定の日から2年の期間が満了する前には、することができない。
- (二) 不実施又は不十分な実施を理由として強制的に設定された実施権は、排他的なものであってはならないものとし、また、企業又は営業の構成部分のうち当該実施権の行使にかかるものとともに移転する場合を除くほか、当該実施権に基づく実施権の許諾の形式によっても、移転することができない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

パリ条約のストックホルム改正条約(以下、「パリ条約」という。)第6条の5に関し、 次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 本国とは、出願人が同盟国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合にはその同盟国を、出願人が同盟国にそのような営業所を有しない場合にはその住所がある同盟国を、出願人が同盟国の国民であって同盟国に住所を有しない場合にはその国籍がある国をいう。
- 2 本国において保護されている商標の構成部分に変更を加えた商標は、その変更が、本国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与える場合であっても、商標の同一性を損なわないときには、他の同盟国において、その変更を唯一の理由として登録を拒絶されることはない。
- 3 パリ条約第4条に定める優先期間内にされた商標の登録出願は、本国における登録が 当該優先期間の満了後にされた場合にも、優先権の利益を失わない。
- 4 商標が保護を受けるに適したものであるかどうかを判断するに当たっては、すべての 事情、特に、当該商標が使用されてきた期間を考慮しなければならない。
- 5 本国において、正規に登録された商標であっても、当該商標が、識別性を有しないものである場合又は商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくは生産の時期を示すため取引上使用されることがある記号若しくは表示のみをもって、若しくは保護が要求される国の取引上の通用語において若しくはその国の公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている記号若しくは表示のみをもって構成されたものである場合は、他の同盟国において、そのままその登録を認められないことがある。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 商標が出願される商品又はサービスの性質は、いかなる場合にも、その商標の登録の 妨げになってはならない。
- 2 商標の商業上の使用は、他の商標との併用、特殊な形式による使用又はある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスと識別する能力を損な わせる方法による使用等特別な要件により不当に妨げられてはならない。
- 3 加盟国は、職権により(国内法令により認められる場合に限る。)又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示のみから構成される商標については、当該地理的表示がぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示でない場合でも、当該加盟国において真正の原産地について公衆を誤認させるか否かにかかわらず、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効としなければならない。
- 4 加盟国は、利害関係を有する者に対し、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されることを防止するための法的手段を確保しなければならない。
- 5 加盟国は、原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は 当該原産国において使用されなくなった地理的表示を保護する義務を負わない。

次の文章は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、特許出願人に関する条件について述べた文章である。①~⑤の空欄に語句を入れたとき、空欄番号と語句の組合せとして最も適切なものはどれか。

加盟国は、特許出願人に対し、その発明をその技術分野の専門家が実施することができる程度に(①)開示することを(②)。加盟国は、特許出願人に対し、出願日又は、優先権が主張される場合には、当該優先権に係る出願の日において、(③)が知っている当該発明を実施するための(④)を示すことを(⑤)。

- 1 ①明瞭に ②要求する ③発明者 ④最善の形態 ⑤要求する
- 2 ①明瞭に ②要求することができる ③特許出願人 ④最善の形態⑤要求することができる
- 3 ①明確かつ十分に ②要求する ③特許出願人 ④最善の形態⑤要求することができる
- 4 ①明確に ②要求しなければならない ③特許出願人 ④最良の形態 ⑤要求する
- 5 ①明確かつ十分に ②要求する ③発明者 ④最良の形態 ⑤要求することができる

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 就職活動中の学生**甲**が作成し**乙**社に提出した志望理由書の著作権及び著作者人格権は、 **乙**社の募集要項に、これらの権利が**乙**社に帰属する旨が明記されている場合には、**乙**社 が有する。
- 2 映画会社**甲**が映画**A**を製作し、映画会社**Z**が、キャストと登場人物のみが**A**と共通する映画**B**を製作した場合、**Z**は**B**の映画館での上映について**甲**の許諾を得なければならない。
- 3 画家甲と画家**乙**が共同で創作した絵画について、**乙**の許諾を得ることが困難な事情がある場合には、**甲**のみの許諾を得ることにより、その絵画を画集に掲載することができる。
- 4 甲社の従業員**乙**が、上司の指示で甲社商品のPR映像を作成し、その映像が甲社の名義の下で公表された。この場合、当該映像の著作権は甲社が有し、著作者人格権は**乙**が有する。
- 5 漫画家**甲**が創作した妖精のイラストに基づいて、玩具会社**乙**がぬいぐるみを作成し、 販売した。その妖精のイラストを利用してアニメーションを創作する場合、**甲**のみから 許諾を得ることで足りる。

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 陶芸家**甲**が創作した美術工芸品である絵皿を、写真家**乙**がレンズの選択やシャッター 速度等に工夫を凝らして写真に撮影した。出版社**丙**が、その写真をカレンダーに利用す る場合、**甲**と**乙**の両者から許諾を得る必要がある。
- 2 出版社**甲**が、版画家**乙**の版画作品から30点を選択し、独自の観点から配列した版画集 を創作した。印刷会社**丙**が、この版画集の中から、1点を選んでポスターを作成する場合、**乙**のみから許諾を得ることで足りる。
- 3 画家甲と画家乙が共同で絵画を創作し、甲の死亡から51年が経過した。乙も甲の相続 人**丙**も共に存命中の場合、出版社**丁**が、その絵画を画集に掲載するときは、**乙**のみから 許諾を得ることで足りる。
- 4 詩人**甲**の創作した詩が、書体デザイナー**乙**が独自に作成した印刷用書体を用いて雑誌に掲載された。この詩を、同じ印刷用書体を用いて出版社**丙**が書籍に掲載する場合、**甲**のみから許諾を得ることで足りる。
- 5 作曲家甲が創作した楽曲 A を、編曲家 Z が甲に無断で編曲して楽曲 B を創作した。オーケストラ丙が B をコンサートで演奏する場合、甲だけでなく Z の許諾を得なければならない。

著作権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 社内の会議用資料として新聞記事をコピーする行為は、頒布が目的でなければ、当該 記事の複製権の侵害とならない。
- 2 美術館が、自己の所有する絵画を館内の展示室に展示するに際して、館内に設置した 大型ディスプレイで当該絵画を収録した映像を観覧者に見せる行為は、当該絵画の紹介 又は解説を目的としている場合には、当該絵画の著作権の侵害とならない。
- 3 テレビドラマの制作の際に、ドラマの小道具である彫刻が目立つ態様で背景に配置されたシーンを撮影する行為は、そのドラマ全体に占める当該シーンの割合がごくわずかであれば、当該彫刻の複製権の侵害とならない。
- 4 大学教員が、講義で使用するために、学内サーバに保存した他人の論文を、当該講義を受講している数十名の学生が自宅でダウンロードできるようにする行為は、その論文の著作権者の利益を不当に害するかどうかにかかわらず、当該論文の公衆送信権の侵害となる。
- 5 公立図書館が利用者に書籍を無償で貸し出す場合には、著作権者に相当な額の補償金を支払わなければならない。

著作権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 画家甲が、自己の創作した絵画の原作品 A を、他人に譲渡しないことを友人 Z に約束させた上で Z に譲渡した。 Z が A を画商丙に譲渡した場合に、 丙が A を画廊で販売する行為は、甲の譲渡権の侵害となる。
- 2 作曲家甲が、レコード会社**乙**から依頼を受けて、作曲家**丙**の創作した楽曲**A**を知らずに**A**と類似性のある楽曲**B**を独立に創作する行為は、**A**を知らなかったことについて**甲**に過失がある場合でも、**丙**の著作権の侵害とならない。
- 3 ガラス工芸作家の創作した美術工芸品である香水びんについて、展示権は付与されない。
- 4 新聞社甲が、大学教授乙の寄稿した時事問題についての学術的な論説 A を、転載禁止の表示なしに自社の新聞に掲載した場合に、新聞社**丙**が自社の新聞に A を転載する行為は、乙の著作権の侵害とならない。
- 5 作家**甲**の執筆した小説**A**の著作権の譲渡契約において、翻案権が譲渡の目的として特 掲されていない場合には、その譲受人**乙**が翻案権を取得することはない。

著作者人格権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 法人の著作者人格権は、著作権の存続期間の満了とともに消滅する。
- 2 著作者が指定した公表時期と異なる時期に著作物を公表する行為は、当該著作者が当 該著作物の公表自体に同意している場合には、公表権の侵害とならない。
- 3 絵画の原作品を譲り受けた者が、当該原作品に手を加えてその絵画の表現を変更する 行為は、同一性保持権の侵害とならない。
- 4 共同著作物の著作者は、著作者のうちの一人を、著作者人格権を行使する代表者と定めることができる。
- 5 意に反する著作物の改変により名誉感情を害された著作者は、当該改変により自己の 名声、信用等について社会から受ける客観的な評価が低下しない場合でも、謝罪広告の 掲載を請求することができる。

不正競争防止法上の商品等表示に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 シリーズ作品として販売されているゲームソフトの題号は、商品表示となりうる。
- 2 宗教法人の名称は、本来的な宗教活動でのみ使用される場合でも、営業表示となりうる。
- 3 フランチャイズ方式の飲食店の店舗外観は、営業表示となりうる。
- 4 特許事務所の名称は、営業表示となりうる。
- 5 企業名の略称は、当該企業自身がその略称を使用していない場合でも、営業表示となりうる。

甲が商品化した財布 A について、 Z が A の商品形態をそっくりまねた財布 B を製造した場合において、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号の不正競争(商品形態の模倣に係る不正競争)に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 **乙**が**B**を製造する行為自体は、不正競争とならない。
- 2 **乙**が**B**を販売した場合において、刑事罰の対象となるのは、**乙**が**甲**に損害を加える目 的で販売したときに限られる。
- 3 **乙**が**B**を輸出する行為は、刑事罰の対象とならない。
- 4 **乙**が**B**を販売した場合、**甲**から**A**の販売について許諾を受けた**丙**は、**乙**に対し、**B**の 販売の差止めを請求できる。
- 5 **乙**が**丁**に**B**を譲り渡した時点で、**丁**は、**B**が**A**の模倣品であることを知らず、かつ知らなかったことにつき重大な過失がなかったとしても、**丁**が**B**を販売する時点で、**B**が**A**の模倣品であることを知っていた場合は、不正競争防止法上の責任を負う。

不正競争防止法上の救済に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 侵害者の利益の額を損害の額と推定する規定は、営業秘密に係る不正競争のうち、技術上の秘密と関わりのない営業秘密に関するものについては適用されない。
- 2 営業秘密に係る不正競争により営業上の利益を侵害されるおそれのある者は、その利益を侵害するおそれのある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求するに際し、当該 営業秘密を用いて製造された製品の廃棄を請求できる。
- 3 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、物を生産する方法について の営業秘密の保有者が、当該営業秘密が相手方によって使用されていると主張する場合、 当該相手方は、自己の重要な営業秘密が含まれているときには自らの実施する生産方法 の具体的態様を明らかにする義務を負わない。
- 4 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、侵害行為の立証のため必要な書類に営業秘密が含まれている場合でも、当該書類は裁判所による提出命令の対象となりうる。
- 5 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、裁判所による秘密保持命令 が発せられた場合でも、当該秘密保持命令を受けた者は、秘密保持の対象とされた営業 秘密を、当該訴訟を追行する目的で使用することができる。

不正競争防止法上の営業秘密の保護に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 **甲**社は、自社の販売する商品の仕入先の情報をとりまとめた資料を、社外に知られて はならない秘密であると認識していた。この場合、**甲**社が秘密として管理するためにと っていた措置のいかんを問わず、当該資料は、**甲**社の営業秘密として保護される。
- 2 **甲**社が外国公務員に対して不正の利益を供与したという情報は、当該情報が秘密として厳重に管理されている場合には、**甲**社の営業秘密として保護される。
- 3 甲社が、乙社との事業提携の交渉に際して、乙社から開示を受けるすべての情報を対象とした秘密保持契約を乙社との間で締結した場合は、当該契約に基づき開示されたすべての情報は、乙社の営業秘密として保護される。
- 4 **甲**社は、公開情報を用いて上場会社の役員らに対して通信販売用の商品カタログを送付し、商品を注文してきた者について注文内容を記録した顧客カードを作成し、秘密として管理していた。当該顧客カードは、**甲**社の営業秘密として保護される。
- 5 **甲**社により製造された市販品について、ごく簡単な解析を行うことにより、事業活動 に有用な技術上の情報を容易に知ることができるという場合でも、当該情報は、**甲**社が 秘密として管理していれば**甲**社の営業秘密として保護される。

不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 日本製のタオルに「U.S.A.」というししゅう(刺繍)を施して販売する行為は、当該 タオルに日本製である旨が明確に表示されているときは、原産地について誤認させる不 正競争には該当しない。
- 2 競争関係にある他人の営業上の信用を低下させるために、当該他人の法令違反行為について真実を流布する行為は、不正競争には該当しない。
- 3 ライバル事業者の取引先各社に対して、当該事業者の商品が自らの特許権を侵害して いる旨の警告書を送付する行為は、後日特許権侵害の事実はなかったと判明したとして も、当該送付に先立ち弁理士に相談していたのであれば、不正競争には該当しない。
- 4 他人に対してドメイン名を高値で転売する目的で、当該他人の商標と類似するドメイン名を使用する権利を取得し、ウェブサイトを開設する行為は、当該他人を中傷する意図でなされたものでないとしても、不正競争に該当する。
- 5 技術的制限手段の効果を妨げる機能を有する装置の部品一式を販売する行為は、当該 部品一式からその装置を容易に組み立てることができる場合には、不正競争に該当する。